

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表（第11条、第17条関係）				別表（第11条、第17条関係）					
使用区分		使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）		使用区分		使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）			
専用使 用	メインアリーナの目 から会議室の目まで 略		略	専用使 用	メインアリーナの目 から会議室の目まで 略		略		
用	野球場	高 校 生 以 下 ・65歳 以 上	1 面	<b>950円</b>	用	野球場	高 校 生 以 下 ・65歳 以 上	1 面	<b>750円</b>
		一 般	1 面	<b>1,900 円</b>			一 般	1 面	<b>1,500 円</b>
野球場夜間照明施設 の目から庭球場夜間		略		野球場夜間照明施設 の目から庭球場夜間		略			

	照明施設のみまで 略			照明施設のみまで 略	
個人 使用	略	略	個人 使用	略	略
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。